

古河市窓口キャッシュレスシステム導入業務プロポーザル選定委員会要領

(設置)

第1条 古河市窓口キャッシュレスシステム導入業務を実施するに当たって、プロポーザル方式による契約の相手方の候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、古河市窓口キャッシュレスシステム導入業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の確認に関すること
- (2) 参加資格に関すること
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は7名とし、企画政策部長、総務部長、財政部長、市民部長、福祉部長、教育部長、IT戦略課長とする。

2 委員長は企画政策部長を、副委員長は市民部長をもって充てる。

(委員長の職務等)

第4条 委員長は委員会を代表し、委員会の事務を総括する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員及び関係職員は、選定委員会の職務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(設置期間)

第6条 委員会は、古河市窓口キャッシュレスシステム導入業務の受託候補者の選定が終わるまでの期間設置する。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

(利害関係に関する申告)

第8条 委員等は、本件の審査に関し参加者と利害関係を有する場合は、事務局に申告しなければならぬ。

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、IT戦略課において処理する。

2 委員等は、参加者から故意の接触等があった場合は、事務局に通報しなければならない。

(補足)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和5年11月16日から施行する。